

## 平成24年草加市議会2月定例会 市長提出議案等一覧

### 【議案】

- 第 2号議案 平成23年度草加市一般会計補正予算（第9号）
- 第 3号議案 平成23年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 4号議案 平成23年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5号議案 平成23年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6号議案 平成23年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7号議案 平成23年度草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 8号議案 平成23年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 9号議案 平成24年度草加市一般会計予算
- 第10号議案 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計予算
- 第11号議案 平成24年度草加市交通災害共済事業特別会計予算
- 第12号議案 平成24年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計予算
- 第13号議案 平成24年度草加市駐車場事業特別会計予算
- 第14号議案 平成24年度草加都市計画事業新田駅西口地区画整理事業特別会計予算
- 第15号議案 平成24年度草加市国民健康保険特別会計予算
- 第16号議案 平成24年度草加市介護保険特別会計予算
- 第17号議案 平成24年度草加市後期高齢者医療特別会計予算
- 第18号議案 平成24年度草加市水道事業会計予算
- 第19号議案 平成24年度草加市立病院事業会計予算
- 第20号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21号議案 副市長及び草加市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 第22号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23号議案 草加市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25号議案 草加市立児童クラブ設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第26号議案 草加市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27号議案 草加市立あおば学園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 28 号議案 草加市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 号議案 草加市障害者ケアホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 号議案 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 号議案 草加市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 号議案 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の制定について
- 第 35 号議案 草加市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 37 号議案 草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について
- 第 38 号議案 草加市火災予防条例及び草加市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

### 【報告】

- 第 1 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第 3 号報告 専決処分の報告について
- 第 4 号報告 平成 24 事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について
- 第 5 号報告 平成 24 年度財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について
- 第 6 号報告 平成 24 年度財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

### 【請願】

- 請願第 1 号 日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を国に求める意見書提出に関する請願書
- 請願第 2 号 「都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書」提出を求める請願書

**議案**

**第2号議案** 平成23年度草加市一般会計補正予算（第9号）

補正前の歳入・歳出予算額	64,838,002千円
歳入・歳出補正予算額	247,332千円
補正後の歳入・歳出予算額	65,085,334千円

補正予算の主な内容

歳入	※番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。		(千円)
款	補正額	主 な 内 容	
13 国庫支出金	△ 649,646	① 被用者児童手当負担金	△ 396,720
		② 非被用者児童手当負担金	△ 65,377
		③ 被用者小学校修了前特例給付負担金	△ 266,995
		④ 非被用者小学校修了前特例給付負担金	△ 126,862
		⑤ 子ども手当負担金	△ 4,025,847
		⑥ 被用者(0歳～3歳未満)子ども手当負担金	623,017
		⑦ 非被用者(0歳～3歳未満)子ども手当負担金	138,609
		⑧ 被用者(3歳以上小学校修了前)子ども手当負担金	1,502,623
		⑨ 非被用者(3歳以上小学校修了前)子ども手当負担金	621,145
		⑩ 小学校修了後中学校修了前子ども手当負担金	972,845
		⑪ 保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	1,947
		⑫ 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	203
		⑬ 社会資本整備総合交付金(橋りょう整備事業)	△ 4,400
		⑭ 社会資本整備総合交付金(綾瀬川左岸広場整備事業)	△ 13,000
		⑮ 社会資本整備総合交付金(都市計画街路整備事業)	14,850
		⑯ 社会資本整備総合交付金(都市防災広場整備事業)	△ 2,660
		⑰ 学校施設環境改善交付金(小学校)	269,422
		⑱ 学校施設環境改善交付金(中学校)	122,985
14 県支出金	114,980	⑳ 災害救助費繰替支弁金	8,140
		21 被用者児童手当負担金	3,853
		22 非被用者児童手当負担金	682
		23 被用者小学校修了前特例給付負担金	54,844
		24 非被用者小学校修了前特例給付負担金	11,501
		25 保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	7,252
		26 保険基盤安定負担金(後期高齢医療分)	2,842
		27 子ども手当事務費補助金	6,089
		28 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金	19,777
16 寄附金	3,122	29 ふるさとまちづくり応援基金寄附金	840
		30 被災者支援基金寄附金	2,222
		31 社会福祉施設費寄附金	60

款	補正額	主な内容	
17 繰入金	400,352	・財政調整基金繰入金	
19 諸収入	17,924	32 長寿・健康増進事業補助金(後期高齢者・重心医療課)	8,602
		・平成22年度後期高齢者医療療養給付費負担金	9,322
20 市債	360,600	33 水辺環境整備事業債	△ 8,100
		34 街路整備負担金事業債	△ 15,000
		35 谷塚松原線街路整備事業債	10,900
		36 今様・草加宿公園整備事業債	△ 23,400
		37 草加駅東側都市防災広場整備事業債	32,000
		38 校舎耐震補強事業債(小学校)	243,800
		39 校舎耐震補強事業債(中学校)	120,400
合計	247,332		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 総務費	11,202	・市民活動促進事業 [みんなでまちづくり課]	29	840
		・男女共同参画社会推進・支援事業 [人権共生課]【財源振替】	⑫	0
		・被災者支援基金積立金 [市長室危機管理担当]	⑩、30	10,362
3 民生費	△ 411,418	・高齢者健康づくり推進事業 [長寿・介護福祉課]	32	0
		・後期高齢者医療広域連合事務事業 [後期高齢者・重心医療課]	26、32	44,709
		・社会福祉施設管理運営事業[長寿・介護福祉課]	31	60
		・国民健康保険特別会計繰出金 [保険年金課]	⑪、25	394,062
		・介護保険特別会計繰出金 [長寿・介護福祉課]		31,548
		・子ども手当事業 [子育て支援課]	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ⑩⑪21、22、23、24、 27	△ 881,797
4 衛生費	45,285	・予防接種事業 [健康づくり課]	28	45,285
8 土木費	△ 170,410	・橋りょう整備事業 [道路課]	⑬	△ 64,000
		・水辺環境整備事業 [河川課]	33	△ 21,000
		・排水路整備事業 [河川課]		△ 41,000
		・都市計画街路整備事業 [道路課]	⑮、35	52,406
		・広域幹線道路整備促進事業 [住宅・都市計画課]	34	△ 16,390
		・草加市駐車場事業特別会計繰出金 [地域整備課]		△ 9,226
		・公共下水道事業特別会計繰出金 [河川課]		△ 18,200
		・今様・草加宿綾瀬川左岸広場再生整備事業 [みどり公園課]	⑭、36	△ 48,000
		・今様・草加宿景観形成事業 [住宅・都市計画課]		△ 5,000
		・草加駅東側都市防災広場整備事業 [住宅・都市計画課]【財源振替】	⑯、37	0

款	補正額	主な内容	特定財源	
10教育費	772,673	・情報教育環境整備事業(小学校)[学校教育課]		△ 11,803
		・学校施設維持管理事業(小学校) [学校施設・給食課]		△ 96,311
		・校舎等耐震補強事業(小学校) [学校施設・給食課]	⑰、38	594,424
		・情報教育環境整備事業(中学校)[学校教育課]		△ 3,734
		・校舎等耐震補強事業(中学校) [学校施設・給食課]	⑱、39	290,097
合計	247,332			

一般会計

・繰越明許費

( 12 事業)

(千円)

区分	繰越事業	繰越額
通常事業 10事業	・放射線対策事業 [環境課]	19,530
	・道路舗装改良事業 [道路課](市道2095号線)	38,800
	・橋りょう整備事業 [道路課](古川橋)	87,990
	・排水路整備事業 [河川課](A-186号水路)	10,075
	・排水路整備事業 [河川課](大相模調節池整備に伴う排水機場負担金)	6,000
	・都市計画街路整備事業 [道路課](谷塚松原線・用地及び補償)	40,090
	・都市計画街路整備事業 [道路課](谷塚松原線・延伸部工事)	52,406
	・今様・草加宿綾瀬川左岸広場再生整備事業 [みどり公園課](防災公園南側区域)	13,270
	・今様・草加宿道路整備事業 [道路課](旧道モデル事業)	136,135
	・今様・草加宿道路整備事業 [道路課](綾瀬川左岸道路)	181,779
国の補正予算対応 2事業	・校舎等耐震補強事業(小学校)[学校施設・給食課]	594,424
	・校舎等耐震補強事業(中学校)[学校施設・給食課]	290,097

**第3号議案**

平成23年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額	7,400,781千円
歳入・歳出補正予算額	-104,000千円
補正後の歳入・歳出予算額	7,296,781千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主な内容	
3 国庫支出金	△ 25,000	①社会資本整備総合交付金	△ 25,000
5 繰入金	△ 18,200	・一般会計繰入金	△ 18,200
8 市債	△ 60,800	②公共下水道事業債	△ 60,800
合計	△ 104,000		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 事業費	△ 104,000	・公共下水道雨水整備事業	①②	△ 104,000
合計	△ 104,000			

・公共下水道事業 繰越明許費  
(3 事業)

(千円)

	繰越事業	繰越額
通常事業	・公共下水道汚水整備事業（第5処理分区汚水枝線工事23-14）	531
	・公共下水道雨水整備事業（綾瀬川右岸第14排水区中央雨水幹線23-2）	13,678
	・公共下水道雨水整備事業（伝右川右岸第5・6排水区枝線23-5）	6,257

**第4号議案**

平成23年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

・継続費の補正 平成21年度に設定した継続費事業の事業費の追加及び期間の延長

事業名 区画整理関連委託事業（街区・画地出来形確認測量業務委託）

(千円)

補正前			補正後		
年度	年割額	割合	年度	年割額	割合
21	44,100	20.0%	21	44,100	16.9%
22	88,200	40.0%	22	88,200	33.9%
23	88,200	40.0%	23	88,200	33.9%
			24	40,000	15.3%
合計	220,500	100%	合計	260,500	100%

**第5号議案**

平成23年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	245,119千円
歳入・歳出補正予算額	-10,055千円
補正後の歳入・歳出予算額	235,064千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主な内容	
1 使用料	△ 17,118	①アコス地下駐車場使用料	△ 17,118
2 繰入金	△ 9,226	・一般会計繰入金	△ 9,226
3 繰越金	16,289	・繰越金	16,289
合計	△ 10,055		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
1 事業費	△ 10,055	・アコス地下駐車場事業	①	△ 10,055
2 公債費	0	・地方債償還元金【財源振替】	①	0
合計	△ 10,055			

第6号議案

平成23年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	25,040,963千円
歳入・歳出補正予算額	-196,394千円
補正後の歳入・歳出予算額	24,844,569千円

補正予算の主な内容  
歳入

款	補正額	主な内容	(千円)
1 国民健康保険税	△ 666,016	・医療給付費分現年課税分(一般被保険者)	△ 562,520
		・後期高齢者支援金分現年課税分( " )	△ 98,310
		・介護納付金分現年課税分( " )	△ 35,433
		・医療給付費分現年課税分(退職被保険者 )	22,113
		・後期高齢者支援金分現年課税分( " )	3,286
		・介護納付金分現年課税分( " )	4,848
4 国庫支出金	△ 642,321	①療養給付費負担金	△ 604,816
		②高額医療費共同事業負担金	△ 42,178
		③財政調整交付金	3,543
		④災害臨時特例補助金	1,130
6 前期高齢者交付金	760,059	⑤前期高齢者交付金	760,059
7 県支出金	△ 42,178	⑥高額医療費共同事業負担金	△ 42,178
10 繰入金	394,062	・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	8,370
		・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	3,893
		・療養給付費助成金	381,799
合計	△ 196,394		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	(千円)
1 総務費	3,543	・県国保連合会負担金	③	3,543
2 保険給付費	133,137	・保険給付事業(一般療養の給付)	①④⑤	282,373
		・保険給付事業(退職者等療養の給付)	⑤	△ 153,277
		・保険給付事業(一般療養費)【財源振替】	①⑤	0
		・保険給付事業(退職者等療養費)	⑤	3,513
		・審査手数料		528
		・保険給付事業(一般高額療養費)【財源振替】	①	0
		・保険給付事業(一般高額介護合算療養費)【財源振替】	①	0
4 前期高齢者納付金等	0	・前期高齢者納付金等(納付金)【財源振替】	⑤	0
		・前期高齢者納付金等(事務費拠出金)【財源振替】	⑤	0
7 共同事業拠出金	△ 342,947	・共同事業拠出金(医療費)	②⑥	△ 168,712
		・保険財政共同安定化事業医療費拠出金		△ 174,235
11 諸支出金	9,873	・過年度補助金返納金		9,873
合計	△ 196,394			



**第7号議案**

平成23年度草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額	9,538,013千円
歳入・歳出補正予算額	189,291千円
補正後の歳入・歳出予算額	9,727,304千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
3 国庫支出金	50,478	①介護給付費負担金（現年分）	50,478
4 支払基金交付金	75,717	②介護給付費交付金（現年分）	75,717
5 県支出金	31,548	③介護給付費負担金（現年分）	31,548
7 繰入金	31,548	・介護給付費繰入金	31,548
合計	189,291		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 保険給付費	252,390	・居宅介護サービス給付事業	①②③	252,390
5 基金積立金	△ 63,099	・介護給付費準備基金積立金		△ 63,099
合計	189,291			

**第8号議案**

平成23年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	1,629,446千円
歳入・歳出補正予算額	3,789千円
補正後の歳入・歳出予算額	1,633,235千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 繰入金	3,789	・保険基盤安定繰入金	3,789
合計	3,789		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,789	・後期高齢者医療広域連合納付金		3,789
合計	3,789			

## 平成24年度当初予算(案)

(単位:千円・%)

会 計 区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	比 較	
	当初予算額	決算額(歳出)	当初予算額 A	最終予算額見込	当初予算(案)B	増減額 B-A	B/A×100
一 般 会 計 ①	63,752,000	66,155,785	61,091,000	65,083,711	67,972,000	6,881,000	111.3
特 別 会 計 ②	42,607,779	43,312,773	44,032,593	44,640,738	47,174,272	3,141,679	107.1
公共下水道事業	7,662,904	8,524,075	7,396,404	7,296,781	8,144,305	747,901	110.1
交通災害共済事業	50,554	35,341	50,979	50,979	47,182	△ 3,797	92.6
新田西部土地区画整理事業	1,606,444	1,527,625	903,939	852,806	732,245	△ 171,694	81.0
駐車場事業	440,526	429,022	245,119	235,064	244,372	△ 747	99.7
新田駅西口土地区画整理事業					230,579	230,579	皆増
国民健康保険	22,837,885	23,059,965	24,842,302	24,844,569	26,199,164	1,356,862	105.5
介護保険	8,406,052	8,247,314	8,972,557	9,727,304	9,735,992	763,435	108.5
後期高齢者医療	1,603,414	1,489,431	1,621,293	1,633,235	1,840,433	219,140	113.5
老人保健事業	15,607	23,878					
水道事業会計 ③	6,883,232	6,152,046	5,779,181	5,779,181	5,881,144	101,963	101.8
病院事業会計 ④	10,167,873	9,480,515	13,171,396	13,171,396	12,640,507	△ 530,889	96.0
合 計 (①+②)	106,359,779	109,468,558	105,123,593	109,724,449	115,146,272	10,022,679	109.5
総 合 計(①+②+③+④)	123,410,884	125,101,119	124,074,170	128,675,026	133,667,923	9,593,753	107.7

## 一般会計予算(案)款別比較表

歳 入

(単位:千円・%)

款	平成22年度		平成23年度		平成24年度	比 較	
	当初予算額	決算額	当初予算額 A	最終予算額見込	当初予算(案)B	増減額 B-A	B/A×100
1 市税	33,444,567	33,728,429	33,307,223	33,307,223	33,989,180	681,957	102.0
2 地方譲与税	503,300	462,385	441,000	441,000	460,000	19,000	104.3
3 利子割交付金	128,400	102,459	72,000	72,000	82,000	10,000	113.9
4 配当割交付金	87,100	55,043	51,000	51,000	48,000	△ 3,000	94.1
5 株式等譲渡所得割交付金	8,500	18,489	22,000	22,000	20,000	△ 2,000	90.9
6 地方消費税交付金	1,604,000	1,805,677	1,749,000	1,749,000	1,861,000	112,000	106.4
7 自動車取得税交付金	193,000	177,734	124,000	124,000	128,000	4,000	103.2
8 地方特例交付金	521,461	454,255	502,000	404,295	250,000	△ 252,000	49.8
9 地方交付税	950,000	3,461,393	2,350,000	3,704,730	2,950,000	600,000	125.5
10 交通安全対策特別交付金	40,333	44,253	40,333	40,333	45,935	5,602	113.9
11 分担金及び負担金	696,479	739,757	872,591	872,591	933,645	61,054	107.0
12 使用料及び手数料	580,197	538,357	562,282	562,283	591,696	29,414	105.2
13 国庫支出金	9,515,875	9,527,395	10,232,770	10,111,538	9,718,304	△ 514,466	95.0
14 県支出金	3,114,177	3,391,508	3,711,107	3,878,690	3,547,738	△ 163,369	95.6
15 財産収入	503,464	265,505	253,100	253,100	69,261	△ 183,839	27.4
16 寄附金	1,015	23,690	1,011	10,421	804	△ 207	79.5
17 繰入金	1,062,313	931,473	507,644	557,074	635,988	128,344	125.3
18 繰越金	200,000	2,281,669	200,000	2,447,484	200,000	0	100.0
19 諸収入	4,533,819	4,785,163	1,583,139	1,605,549	7,090,249	5,507,110	447.9
20 市債	6,064,000	6,566,400	4,508,800	4,869,400	5,350,200	841,400	118.7
合 計	63,752,000	69,361,034	61,091,000	65,083,711	67,972,000	6,881,000	111.3

一般会計予算(案)款別比較表

歳出

(単位:千円・%)

款	平成22年度		平成23年度		平成24年度	比較	
	当初予算額	決算額	当初予算額 A	最終予算額見込	当初予算(案)B	増減額 B-A	B/A×100
1 議会費	425,978	376,040	539,848	534,158	483,993	△ 55,855	89.7
2 総務費	11,507,149	13,932,950	7,406,416	11,001,915	9,740,143	2,333,727	131.5
3 民生費	22,556,032	22,831,666	25,531,452	25,444,937	26,347,761	816,309	103.2
4 衛生費	5,262,621	5,217,911	5,819,893	5,879,175	5,969,667	149,774	102.6
5 労働費	171,658	156,555	147,485	147,771	160,915	13,430	109.1
6 農林水産業費	63,343	66,611	87,177	91,090	80,457	△ 6,720	92.3
7 商工費	346,519	427,571	346,524	372,280	305,965	△ 40,559	88.3
8 土木費	9,721,408	9,497,199	9,677,230	9,298,263	12,654,259	2,977,029	130.8
9 消防費	2,202,157	2,157,759	2,277,216	2,268,229	2,035,588	△ 241,628	89.4
10 教育費	6,277,046	6,394,174	4,002,226	4,734,081	4,883,863	881,637	122.0
11 災害復旧費	3	4,967	3	56,282	3	0	100.0
12 公債費	5,118,086	5,092,382	5,155,530	5,155,530	5,209,386	53,856	101.0
13 予備費	100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	100.0
合計	63,752,000	66,155,785	61,091,000	65,083,711	67,972,000	6,881,000	111.3

一般会計予算(案)性質別比較表

歳出

(単位:千円・%)

性質別	平成22年度		平成23年度	平成24年度	比較	
	当初予算額	決算額	当初予算額 A	当初予算(案)B	増減額 B-A	B/A×100
人件費	11,686,477	11,092,800	11,515,043	11,252,836	△ 262,207	97.7
物件費	8,874,521	8,703,040	9,621,410	9,587,635	△ 33,775	99.6
維持補修費	175,316	176,324	232,548	171,526	△ 61,022	73.8
扶助費	12,519,927	12,613,591	14,477,453	14,666,422	188,969	101.3
補助費等	5,777,439	5,837,989	6,676,917	6,661,704	△ 15,213	99.8
普通建設事業費	9,172,541	9,526,463	4,122,743	10,292,561	6,169,818	249.7
(1)補助事業費	1,876,539	2,675,636	516,000	1,297,829	781,829	251.5
(2)a 市単独事業費	3,679,754	3,282,914	3,411,323	3,890,860	479,537	114.1
b 公社からの取得分	3,616,248	3,567,913	195,420	5,103,872	4,908,452	2,611.7
公債費	5,118,086	5,092,382	5,155,530	5,209,386	53,856	101.0
積立金	3,935	1,055,086	2,376	2,240	△ 136	94.3
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0
貸付金	708,880	2,511,738	210,458	190,961	△ 19,497	90.7
繰出金	9,614,878	9,546,372	8,976,522	9,836,729	860,207	109.6
予備費	100,000	0	100,000	100,000	0	100.0
合計	63,752,000	66,155,785	61,091,000	67,972,000	6,881,000	111.3

## 平成24年度草加市水道事業会計予算

### 1 業務の予定量

区分/年度	24年度	23年度	増 減	比 率	備考
給水戸数	117,700戸	116,500戸	1,200戸	1.03	
年間総給水量	26,830,000m <sup>3</sup>	26,900,000m <sup>3</sup>	△70,000m <sup>3</sup>	△0.26	

### 2 収益的収入及び支出（税込み） （単位：千円）

区分/年度	24年度	23年度	増 減	比 率	備考
事業収益	4,312,987	4,329,480	△16,493	△0.38	
事業費用	4,010,716	3,957,300	53,416	1.35	
利益	302,271	372,180	△69,909	△18.78	

### 3 資本的収入及び支出（税込み） （単位：千円）

区分/年度	24年度	23年度	増 減	比 率	備考
資本的収入	820,914	1,270,834	△449,920	△35.40	
資本的支出	1,870,428	1,821,881	48,547	2.66	
不足額	1,049,514	551,047	498,467	90.46	

### 4 収支合計（税込み） （単位：千円）

区分/年度	24年度	23年度	増 減	比 率	備考
収入合計	5,133,901	5,600,314	△466,413	△8.33	
支出合計	5,881,144	5,779,181	101,963	1.76	
不足額	747,243	178,867	568,376	317.76	

第19号議案

平成24年度草加市立病院事業会計予算

1 収益の収支

[単位:千円:%]

区分/年度		平成24年度	平成23年度	増減	比率	備考
医 業 収 支	医業収益	10,355,151	8,862,846	1,492,305	16.84	
	入院収益	6,788,036	5,617,432	1,170,604	20.84	
	外来収益	2,625,277	2,431,583	193,694	7.97	
	医業費用	11,171,278	9,406,687	1,764,591	18.76	
	給与費用	5,558,402	5,006,340	552,062	11.03	
	材料費用	2,052,566	1,609,012	443,554	27.57	
	経費	2,424,650	2,145,184	279,466	13.03	
	減価償却費用	1,007,992	615,827	392,165	63.68	
	資産減耗費用	100,334	4,000	96,334	2,408.35	
	医業利益	-816,127	-543,841	-272,286	50.07	
医業収支比率	92.7	94.2	-1.5	-1.59		
医 業 外 ・ 特 損 益	医業外収益	789,720	641,203	148,517	23.16	
	医業外費用	432,458	430,261	2,197	0.51	
	経常利益	-458,865	-332,899	-125,966	37.84	
	経常収支比率	96.0	96.6	-0.6	-0.62	
	特別利益	2,100	2,100	0	0.00	
	特別損失	4,600	4,600	0	0.00	
予備費用	2,000	2,000	0	0.00		
事業収益	11,146,971	9,506,149	1,640,822	17.26		
事業費用	11,610,336	9,843,548	1,766,788	17.95		
当年度純利益	-463,365	-337,399	-125,966	37.33		

資本の収支

[単位:千円:%]

区分/年度		平成24年度	平成23年度	増減	比率	備考
収 入	資本的収入	726,301	2,939,206	-2,212,905	-75.29	
	企業債	165,000	2,451,800	-2,286,800	-93.27	
	負担金	402,976	335,511	67,465	20.11	
	補助金	158,225	0	158,225	皆増	
	固定資産売却代金	100	100	0	0.00	
新医療センター-建設補助金	0	151,795	-151,795	-100.00		
支 出	資本的支出	1,030,171	3,327,848	-2,297,677	-69.04	
	病院改築工事費	255,675	106,168	149,507	140.82	
	固定資産購入費	453,479	591,715	-138,236	-23.36	
	企業債償還金	315,017	309,031	5,986	1.94	
	修学資金貸付金	6,000	4,440	1,560	35.14	
新医療センター-建設費	0	2,316,494	-2,316,494	-100.00		
収支不足額	-303,870	-388,642	84,772	-21.81		

繰入金

[単位:千円:%]

区分/年度		平成24年度	平成23年度	増減	比率	備考
繰入金	3条分	1,419,644	1,093,169	326,475	29.87	
	4条分	402,976	487,306	-84,330	-17.31	
繰入金合計		1,822,620	1,580,475	242,145	15.32	

2 業務量

入院

項目	平成24年度	平成23年度	増減	比率	備考
診療日数 [日]	365	366	-1	-0.27%	
入院延患者数 [人]	116,660	112,500	4,160	3.70%	
一日平均患者数 [人]	320	307	13	4.23%	
1人一日当たり収益 [円]	58,186	49,933	8,253	16.53%	

外来

項目	平成24年度	平成23年度	増減	比率	備考
診療日数 [日]	267	268	-1	-0.37%	
外来延患者数 [人]	249,560	241,120	8,440	3.50%	
一日平均患者数 [人]	935	900	35	3.89%	
1人一日当たり収益 [円]	10,520	10,085	435	4.31%	

**第20号議案** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方公務員災害補償法及び障害者自立支援法の一部が改正されたことを受け、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 地方公務員災害補償法の一部改正に伴う所要の整備

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、再任用短時間である船員は、船員保険法の対象から常勤の地方公務員である船員と同様に、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償対象となりましたが、非常勤職員である船員は、船員保険法、地方公務員災害補償法のいずれの対象にもならないことから、条例による補償対象とするための条文の所要の整備を行うものです。

(2) 障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の整備

障害者自立支援法の一部が改正されたため、条文の所要の整備を行うものです。

内 容	改 正 条 文
(1) 地方公務員災害補償法の一部改正に伴う所要の整備	第16条
(2) 障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の整備	第10条の2第2号

3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

**第21号議案** 副市長及び草加市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について

1 目的

市の財政状況等に鑑み、副市長及び教育長の給料月額を引き下げるものです。

2 内容

平成24年4月1日から平成26年12月31日までの間、副市長の給料を10%、教育長の給料を5%、それぞれ減額するものです。

**【現行】**                      **【改正後】**

副市長 875,000円 → 787,500円 (10%減額)

教育長 750,000円 → 712,500円 (5%減額)

3 施行期日等

平成24年4月1日から施行します。なお、この条例は、平成26年12月31日でその効力を失います。

**第22号議案** 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方公務員法の一部が改正されたことを受け、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

職員の給与に関する条例第1条第2項は、本条例が効力を有する期間（職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間）について規定をしていますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法第25条第4項が削られるため、当該条例第1条第2項を削るものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。

**第23号議案** 草加市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業の施行に当たり、同事業の経理を明確にするため、新たに草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計を設置するものです。

現行（7特別会計）	改正後（8特別会計）
草加市公共下水道事業特別会計	草加市公共下水道事業特別会計
草加市交通災害共済事業特別会計	草加市交通災害共済事業特別会計
草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計	草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計
草加市駐車場事業特別会計	草加市駐車場事業特別会計
草加市国民健康保険特別会計	<u>草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計</u>
草加市介護保険特別会計	草加市国民健康保険特別会計
草加市後期高齢者医療特別会計	草加市介護保険特別会計
	草加市後期高齢者医療特別会計

※国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の3特別会計は各法律の規定により設置

2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

**第24号議案****草加市税条例の一部を改正する条例の制定について****1 目的**

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）が平成23年12月2日に公布されたこと、並びに東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）が平成23年12月14日に公布されたことに伴い、草加市税条例の一部を改正するものです。

**2 内容****(1) たばこ税の税率変更**

法人実効税率の引き下げにより、都道府県及び市町村の法人市民税が減収となる一方、都道府県の法人事業税は増収となることから、都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成25年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものです。

旧3級品以外については1,000本につき4,618円から5,262円（644円の増）に、旧3級品については1,000本につき2,190円から2,495円（305円の増）に変更するものです。

**★1000本当たりの国、県及び市の税額**

現 行		改 正 後	
○国の税額		○国の税額（変更なし）	
旧三級品以外	5,302円＋特別税820円	旧三級品以外	5,302円＋特別税820円
旧三級品	2,517円＋特別税389円	旧三級品	2,517円＋特別税389円
○県の税額		○県の税額（949円減）	
旧三級品以外	1,504円	旧三級品以外	860円（644円減）
旧三級品	716円	旧三級品	411円（305円減）
○市の税額		○市の税額（949円増）	
旧三級品以外	4,618円	旧三級品以外	5,262円（644円増）
旧三級品	2,190円	旧三級品	2,495円（305円増）

※旧三級品：エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄の紙巻きたばこ

**(2) 退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の廃止**

源泉分離課税とされている退職所得に係る個人市民税額の10%を減額する特例措置を廃止するものです。

**★現行**

退職所得に係る市民税額－（退職所得に係る市民税額×10%）＝特別徴収すべき市民税額

※改正により下線部分の控除が廃止



### (3) 個人市民税の均等割に係る特例

全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的な措置として個人市民税の均等割を平成26年度から平成35年度までの各年度分に限り、現在の均等割額3,000円に500円を加算した額とする。

#### ★均等割の標準税額

現 行	改 正 後
●市民税 <u>3,000円</u>	●市民税 <u>3,500円</u>
○県民税 1,000円	○県民税 1,500円
○市民税と県民税の合計 4,000円	○市民税と県民税の合計 5,000円

### (4) 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正

災害関連支出については、災害がやんだ日の翌日から1年を経過する日までに支出した費用となっていました。大規模な災害その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日から3年を経過する日までに支出する費用も災害関連支出に追加されました。これに伴い、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する条文の所要の整備を行うものです。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行します。

ただし、(2)退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の廃止については、平成25年1月1日から施行します。経過措置として、平成24年12月31日以前に支払うべき旧条例に規定する退職手当等に係る分離課税の所得割については、なお従前の例によります。

(1)たばこ税の税率変更については、平成25年4月1日から施行します。経過措置として平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例によります。

**第25号議案** 草加市立児童クラブ設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

条 例 名	改 正 内 容
(1) 草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部改正	引用する条文の移動
(2) 草加市立児童館設置及び管理条例の一部改正	引用する条文の移動
(3) 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正	引用する条文の移動

3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

**第26号議案** 草加市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、根拠法令等の改正及び条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

- (1) 根拠法令名の変更 「障害者自立支援法」 → 「児童福祉法」
- (2) 引用する条文の移動

3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

**第27号議案** 草加市立あおば学園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

- (1) 設置目的の改正（第1条）

現 行	改 正 後
知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせ保護するとともに、独立生活に必要な知識技能を与えること	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練
知的障害児通園施設	福祉型児童発達支援センター

## (2) 入園対象児の改正（第5条）

現 行	改 正 後
障害児施設給付費の支給を受ける児童	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受ける児童
埼玉県による入所措置	草加市による通所支援措置

### 3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

## 第28号議案 草加市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

安心して子育てができる環境づくりの推進を図るため、通院についての対象となるこども医療費の支給期間を拡大するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

### 2 内容

- (1) 通院におけるこども医療費の支給期間を現在の満6歳に達する日以降の最初の3月31日（就学前）までから、入院と同様の満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大します。

#### ★通院におけるこども医療費支給期間の変更

現 行	改 正 後
満6歳に達する日以降の 最初の3月31日まで	満15歳に達する日以降の 最初の3月31日まで

- (2) 児童福祉法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行います。

### 3 施行期日

平成24年11月1日から施行します。ただし、(2)児童福祉法の一部改正に伴う条文の所要の整備は、平成24年4月1日から施行します。

**第29号議案****草加市障害者ケアホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について****1 目的**

障害者の福祉の増進及び自立生活の助長を図るため、草加市障害者ケアホームひまわりの郷において、障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を実施するものです。

**2 内容****(1) 短期入所事業の実施**

障がい者の介護者が不在となった場合に、障がい者を施設に短期間入所させ、日常生活上の支援を行う短期入所事業を実施するものです。

**★変更点**

	現 行	改 正 後
事業内容	共同生活介護	①共同生活介護 ②短期入所
定 員	30人	①共同生活介護 30人 ②短期入所 3人
利 用 料	食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他必要となる費用	①左記のとおり ②左記のうち、家賃を除く費用

(2) 障害者自立支援法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行います。

**3 施行期日**

平成24年6月1日から施行します。ただし、(2)障害者自立支援法の一部改正に伴う条文の所要の整備は、同年4月1日から施行します。

**第30号議案****草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について****1 目的**

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、住所地特例の適用要件その他条文の所要の整備を行うものです。

**2 内容****(1) 旧法指定施設の移行期間終了に伴う条文削除**

障害者自立支援法の一部改正により同法施行前（旧法）の指定施設の移行期間が終了することに伴い、これらの施設に入所する障害者を対象としていた規定が無効となるため、当該規定を削除します。

**(2) 身体障害者福祉法の改正に伴う住所地特例の追加**

障害者自立支援法の一部改正により共同生活介護及び共同生活援助が、新たな障害福祉サービスとして施行されることになりました。

これにより、身体障害者福祉法における障害者の援護の実施者に係る規定が改正され、共同生活介護及び共同生活援助の住所地特例の取扱いを新たに追加します。

### (3) 障害児施設入所者に対する住所地特例の取扱変更

指定障害児入所施設等に入所している障害児の住所地特例について、本人の住所地（18歳未満の場合は保護者の住所地）を基準としていたものから、当該障害児の保護者（18歳以上の場合は、18歳になる前日の保護者）の住所地を基準として適用することとします。

### (4) 児童福祉法改正に伴う条文整備

児童福祉法の一部改正により、条文中の「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改めます。そのほか、条例中で引用する同法の条文が移動することに伴う条文整備（条項ずれ）を行います。

## 3 施行期日等

平成24年4月1日から施行します。

すでに受給者証の交付を受けている受給者は、改正後に規定する受給対象者でなくなった場合であっても、現在入所している施設等を退所するまでの間は、受給対象者とみなします。

## **第31号議案** 草加市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

障害者自立支援法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

### 2 内容

引用する条文の移動

### 3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

**第32号議案** 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

第五次草加市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定を行うものです。

2 内容

(1) 基準となる介護保険料の改定

基準となる介護保険料（第4段階）を42,480円から51,600円に改定するものです。（改定率21.5%）

(2) 保険料額の端数処理の改正

算出された保険料額に端数が生じた場合に切り捨てる額を1円未満から10円未満に改正します。

★介護保険料所得段階の変更点

現 行		改 正 後	
第1段階	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	第1段階	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯の方で課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯の方で課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で第2段階以外の方	第3段階（特例）	世帯全員が住民税非課税の方で課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方
		第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で第3段階（特例）以外の方
第4段階（特例）	本人が住民税非課税の方で課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	第4段階（特例）	本人が住民税非課税の方で課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の方
第4段階	本人が住民税非課税の方で第4段階（特例）に該当しない方	第4段階	本人が住民税非課税の方で第4段階（特例）に該当しない方
第5段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が125万円未満の方	第5段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が125万円未満の方
第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が200万円以上の方	第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方
		第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が400万円以上の方

## ★介護保険料の変更点

現 行			改 正 後			
所得段階	保険料年額	保険料月額	所得段階	保険料年額	10円未満 切り捨て	保険料月額
第1段階	21,240円	1,770円	第1段階	25,800円	25,800円	2,150円
第2段階	21,240円	1,770円	第2段階	25,800円	25,800円	2,150円
第3段階	31,860円	2,655円	第3段階 (特例)	34,572円	34,570円	2,881円
第4段階 (特例)	36,958円	3,080円	第3段階	38,700円	38,700円	3,225円
第4段階	42,480円	3,540円	第4段階 (特例)	44,892円	44,890円	3,741円
第5段階	48,033円	4,000円	第4段階	51,600円	51,600円	4,300円
第6段階	53,100円	4,425円	第5段階	58,308円	58,300円	4,858円
第7段階	63,720円	5,310円	第6段階	64,500円	64,500円	5,375円
			第7段階	77,400円	77,400円	6,450円
			第8段階	90,300円	90,300円	7,525円

基準額

### 3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

#### 【参考資料】

##### ★介護保険料減免制度について

草加市では、65歳以上の方の負担を軽減するため、独自の減免制度を実施しています。

収入の少ない方の減免
第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、 課税年金収入と合計所得金額の合計額が60万円以下の方
第2段階の方で、 課税年金収入と合計所得金額の合計額が60万円以下の方
第3段階（特例）の方で、 課税年金収入と合計所得金額の合計額が120万円以下の方
要件（次のいずれにも該当する方） ①住民税課税者と生計を共にしていない。 ②住民税課税者から扶養を受けていない。 ③自宅を除き活用できる資産がない。 ④預貯金額が300万円以下である。
退所（院）の見込みのない方などの減免
●刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を、所得段階にかかわらず免除します。 ●現在、介護保険が適用されない施設（精神病院等）に6カ月以上入所（院）していて、退所（院）の見込みがない方の保険料を、所得段階にかかわらず免除します。





### (3) 小規模開発事業の廃止手続の改正

小規模開発事業について、小規模開発事業標識を設置した場合は、小規模開発事業申請書の提出がなくても廃止手続（中止の手続）を行うこととします。

小規模開発事業の手続の流れ（変更なし）
①現地に標識を設置 ⇒ ②標識設置届を提出 ⇒ ③周知報告書を提出 ⇒ ④小規模開発事業申請書を提出 注：周知対象事業以外は④のみ

★小規模開発事業の手続中に廃止（事業の中止等）を行う場合の手続を変更

現 行	改 正 後
④の申請後に廃止（事業の中止等）をした場合に「廃止届の提出」が必要	①の標識設置以降に廃止（事業の中止等）をした場合に「廃止届の提出」が必要

### (4) その他条文の所要の整備等

規定の明確化や号ずれ等、所要の整備をします。

## 3 施行期日

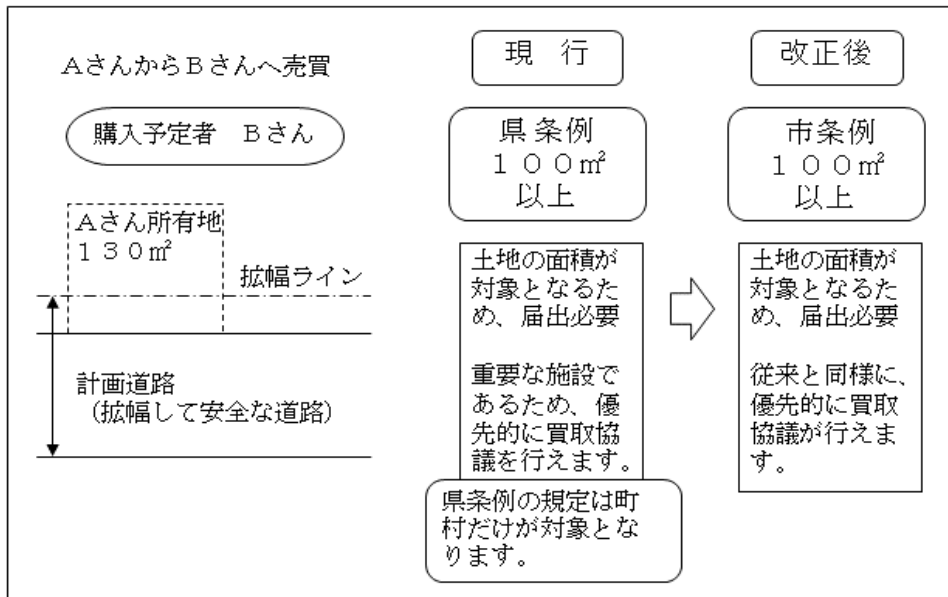
平成24年7月1日から施行します。

**第34号議案****公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について****1 目的**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、知事の権限であった届出面積の規模を定める規定が市長の権限に移ることになったため、新たに条例を制定するものです。

**2 内容**

土地の所有者が、第三者に土地を売買する場合、対象地が都市計画区域（道路、河川等）に含まれるときは、売買前に届出の義務がありますが、その届出面積を100平方メートル以上（従前の県条例と同様）とします。

**3 施行期日**

平成24年4月1日から施行します。

**第35号議案****草加市景観条例の一部を改正する条例の制定について****1 目的**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による景観法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

**2 内容**

引用する条文の移動

**3 施行期日**

公布の日から施行します。

## **第36号議案** 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅の入居者資格条件の整備を行うものです。

### 2 内容

草加市の市営住宅に入居するためには、原則として同居親族要件（現に同居しているか又は同居しようとする親族があること。）が条件の一つとなっています。ただし、例外として一定の高齢者や障害者等の特に居住の安定を図る必要がある者については、単身者でも入居が可能としております。

このような中、公営住宅法から同居親族要件等が平成24年4月1日の施行日をもって廃止されることとなり、これまで同様の同居親族要件を存続させるとともに、引き続き単身入居に対する一定の制限が必要となるため、条例の整備を行うものです。

### 3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

## **第37号議案** 草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

### 1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する基準を新たに制定するものです。

### 2 内容

#### (1) 布設工事監督者

- ① 水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者を配置する工事を定めます。
- ② 布設工事監督者の資格を定めます。

#### (2) 水道技術管理者

水道技術管理者の資格を定めます。

### 3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

## 第38号議案

# 草加市火災予防条例及び草加市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について

## 1 目的

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、危険物の品名（炭酸ナトリウム過酸化水素付加物）が追加されるとともに、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準が新たに設けられたことによる同貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料を定めるものです。

## 2 内容

### (1) 草加市火災予防条例の一部改正

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されることにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものの一定の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について、経過措置を講じるものです。

#### ◎炭酸ナトリウム過酸化水素付加物とは？

- ・別 称：過炭酸ナトリウム
- ・形 状：固体（酸化性固体）。常温で水によく溶ける。
- ・用 途：家庭用衣料及び業務用の漂白剤として広く用いられています。  
毛髪の脱色剤の主成分として使用されています。  
コンタクトレンズ、入れ歯の洗浄消毒剤に使用されています。
- ・危険性：異物（分解を誘発・促進する金属類、酸化性物質等）の混入あるいは外部からの熱によって分解を起すことがあります。分解時は酸素ガス、水（または水蒸気）及び熱を発生します。熱がこもると分解が加速され、急激に分解して高温に達することがあります。分解ガスは支燃性を有し、火災の火勢を強めることがあります。

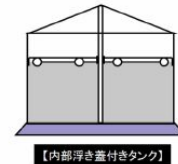
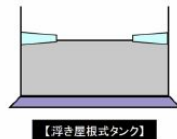
### (2) 草加市消防関係手数料徴収条例の一部改正

浮き蓋付特定屋外タンク（容量が1,000キログラム以上）を有する特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するために、当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が新たに設けられたため、これらの設置許可の申請に対する審査の手数料を新たに設けるものです。

★新たに設ける区分及び手数料の額

区 分		手数料の額
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,120,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,330,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,480,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,830,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,120,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,330,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,570,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,770,000円

(参考)屋根形式による屋外貯蔵タンクの分類



	固定屋根式タンク	浮き屋根式タンク	内部浮き蓋付きタンク
用途等	◆直径が比較的小さなタンク ◆揮発性が低い油（重油等）を貯蔵するタンク	◆直径が比較的大きなタンク ◆揮発性が高い油（ガソリン、原油等）を貯蔵するタンク【揮発抑制】	◆直径が比較的小さなタンク ◆揮発性が高い油を貯蔵するタンク【揮発抑制】 ◆雨水等の混入が嫌われる製品を貯蔵するタンク【雨水等の混入防止】
特定タンク設置数（H19年現在）	約5,000基	約2,400基	約740基
屋根・浮き蓋のタイプ	◆コーン型、ドーム型	◆鋼製ボンツーン型、鋼製ダブルデッキ型	◆鋼製バン型、鋼製バルクヘッド型 ◆鋼製ボンツーン型、鋼製ダブルデッキ型 ◆簡易フロート型等
屋根構造の基準（新法特定タンク）	◆鋼板の材質【危則第20条の5】 ◆鋼板の最小厚さ（4.5mm）【危告示第4条の17】	◆鋼板の材質【危則第20条の5】 ◆鋼板の最小厚さ（4.5mm）【危告示第4条の17】 ◆一枚板構造の浮き屋根の外周浮き部分の強度（液面揺動により損傷を生じない構造）【危則第20条の4②三】 ◆一枚板構造の浮き屋根の外周浮き部分の溶接方法（完全溶込み溶接等）【告示第4条の22-ハ】 ◆浮き屋根損傷に備えた余裕浮力【告示第4条の22-イ】 ◆浮き室マンホールの密閉性【告示第4条の22-ホ】等	◆固定屋根部分については、固定屋根式タンクにおける屋根構造の基準（鋼板の材質及び最小厚さ）が適用される。 ◆型式に応じた技術基準を規定する必要がある。
一般的に想定される主たる事故（屋根部分に係るもの）及び事故事例	◆タンク内部の圧力の急激な変化により固定屋根が変形・破口（→通気管の設置（政令第11条第1項第八号）	◆浮き屋根沈没→揮発性の高い貯蔵油が大気に露出→火災 【事例】平成15年十勝沖地震の際の苫小牧市におけるタンク全面火災 （→平成17年浮き屋根に関する基準の強化）	◆内部浮き蓋沈没・破損→燃焼濃度の可燃性蒸気がタンク内部に滞留→爆発・火災 【事例】平成14年、横浜市におけるタンク火災

3 施行期日

草加市火災予防条例の一部改正は平成24年7月1日から施行し、草加市消防関係手数料徴収条例の一部改正は同年4月1日から施行します。

## 報 告

### 第1号報告 専決処分の報告について

#### 1 事故の概要

平成23年11月27日午後1時45分頃、普通自動車が市道20122号線を走行中、草加市青柳八丁目2133番30地先において対向車を避けようと後退した際、3級基準点のマンホールを跳ね上げ、車両を破損したものです。

#### 2 損害賠償の額

166,081円

#### 3 専決処分日

平成24年1月20日

### 第2号報告 専決処分の報告について

#### 1 事故の概要

平成23年9月21日午後7時30分頃、草加市立せざき保育園に設置していた物置小屋の屋根が台風による強風で飛ばされ、隣接する駐車場に駐車していた普通自動車を破損したものです。

#### 2 損害賠償の額

793,600円

#### 3 専決処分日

平成24年1月25日

### 第3号報告 専決処分の報告について

#### 1 事故の概要

平成23年12月14日午前10時30分頃、草加市高砂二丁目9番1号を歩行中、一見して破損しているとは予見できない歩道のタイルにつまずき、左ひざを負傷したものです。

#### 2 損害賠償の額

146,910円

#### 3 専決処分日

平成24年2月13日

### 第4号報告 平成24事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

### 第5号報告 平成24年度財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について

### 第6号報告 平成24年度財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について